

● 2月26日、27日に日本共産党議員が行った一般質問と答弁の概要を紹介します。

光永 敦彦 議員 ————— 1ページ

前窪 義由紀 議員 ————— 8ページ

松尾 孝 議員 ————— 16ページ

光永 敦彦（日本共産党・京都市左京区） 2004年2月26日

日本共産党の光永敦彦です。知事ならびに関係理事者に質問をします。

府北部の医師・看護師などマンパワーの確保 深刻な実情に応え、地域の医療を守る緊急対策を

【光永】まず医師、看護師等のマンパワーの確保について伺います。

医療・保健の府民的ニーズは年々高まっている中、それを支えるマンパワーの確保は喫緊の課題となっています。先日、「医師よ来て 切実 細る地域の命綱」と題する全国の自治体病院の調査結果が報道されていました。その中では、「医師の確保が難しい」と答えた病院は82%、今後の見通しも「難しくなる」と答えた病院が85%と報道されています。

医師の臨床研修の必修化とそれに関わるスーパーローテート方式の導入は、大きな影響を与えるものです。国家試験に合格した医師が病院で行う臨床研修はこれまで任意でしたが、2004年度から必修となります。病気を的確に診療できる基礎的能力を養成するために、内科、外科、小児科、産婦人科、地域・保健医療を順に学ぶというものです。この必修化にともない、来年度から2年間は基本的に医局に研修医が入らないため、従来、研修医が担っていた仕事を補うために医師の引き上げが始まっていると言われていました。

私は、先日、京都府の北部地域の病院や医師会を訪ね、医師や看護師等の状況について伺ってまいりました。

舞鶴市民病院で医師が13人退職するなどの事態もありますが、ある病院では、これまで府立医大から医師派遣を受けてこれでしたが、この4月から引き上げることができなくなり、その結果、内科医師が1名となる事態に直面されています。これでは地域の医療に重大な影響がでることになるため、大阪をはじめかけまわって医師確保に奔走されておられました。また、別の病院でも医師が引き上げられる予定で「派遣の継続をお願いしたい」と訴えても「私立病院にまで派遣することはできない」との一点張りだそうです。

また、看護師の場合も深刻です。ある病院では、「看護師が減って補充できないために、夜勤が10回、11回の月もある。看護師の高齢化もあいまって、このままだと病棟閉鎖を余儀なくされる」、また、「準夜、深夜の通し勤務のあと、日勤の看護師が足りないために、午前中だけ続けて働く」などの事態もうかがいました。さらに、介護保険の導入で新たに施設整備がすすんだ老人保健施設などからも、「看護師の世話をしたい」との声まで出されています。ある医師会職員の方は「看護師が足りないというより、いないのだ」と述べられました。

京都府保健福祉統計年報で調べますと、丹後圏域の場合、全看護師に占める20歳代の割合が21%、准看護師を合わせると15%にしかならず、他の圏域と比べても極端に若い看護師の人数が少なくなっています。これでは、「10年どころか5年先の看護体制すら見通せない」という声があがるのも当然です。しかも、看護師を養成する機関は、北部では看護師3年課程で京都府立看護学校があるのみですが、進学を除いて北部の民間や公的病院への就職は毎年ほとんどないというのが実情です。

理学療法士や作業療法士も「募集しているが、3年間一人も応募がない」など不足が常態化していても、養成は京都の場合、京都大学医療技術短期大学のみとなるなど、他府県と比べてもまったく不十分なものになっています。

このようにマンパワーが確保できないことは、地域の医療そのものの後退に直結します。事態は一刻の猶予もないのです。

現在、平成16年度から20年度までの5年間の計画で「京都府保健医療計画」案が示されています。その中に2次医療圏ごとの現状と課題として、丹後医療圏では「へき地医療充実のための医療従事者の確保」と述べられています。この間、府立与謝の海病院の施設整備が一定すすみましたが、丹後の医療は与謝の海病院だけで成りたっているではありません。知事は、丹後地域全体のマンパワーの確保と定着のための方策はなにも示していないではありませんか。

そこで伺います。知事は、医師や看護師のマンパワーの確保、とくに丹後地域での現状について、どう認識されていますか。お答えください。

また、「地元で養成してほしい。せめて府立看護学校の定員を10%でも増やしてほしい」との声もあがっています。こうした声はどう応えられますか。

さらに、平成14年度にナースセンターを通じて就職された方416名のうち、丹後には1人も就職されていません。今予算では、事務費の削減などとして、京都府ナースセンターへの補助金が減額されています。ナースセンターの北部への再就職巡回相談は年1度、ブランクを感じずに医療機関等へ復帰できるための看護力再開講習会は、北部では実施されていないなどの現状を抜本的に改善し、京都府ナースセンターやハローワークなど関係機関と連携し、北部での相談回数や体制を増やすこと、講習会を北部でも開催することなど、確保対策を強化すべきと考えますが、いかがですか。

また、理学療法士や作業療法士の北部での育成と確保の方策はどうされますか。野田川町では、平成7年から実施された「社会福祉施設等従事者修学資金貸与事業」が、進学や在学中をのぞけば、3人以外がすべて野田川町内の福祉施設の職員として働いておられるように、地元定着に大きな力を発揮しています。こうした努力を支援するためにも、育成と確保を一貫して行い、さらに巡回指導などができる体制を整えたりハビリセンターを中北部に設置することが必要と考えますが、いかがですか、お答えください。

これまで事実上、すべて市町村合併後の対策とし後回しにしてきた本府の姿勢を改め、地域の医療をまもるためマンパワー確保の緊急対策をとることを強く求めるものであります。

【保健福祉部長】医療機関に従事している医師数は、人口10万人あたり全国平均が195・8人に対し、京都府は257・8人と全国3位の水準にあるが、本年4月からの卒後医師に対す

る臨床研修の義務化等にもない、へき地等において医師不足の状況が予測されることから、各医療機関において医師確保に向けた懸命な努力が傾注されている厳しい状況である。京都府としても、自治医科大学での医師養成によりへき地等に勤務する医師を確保するとともに、近く策定予定の「新保健医療計画」に府立医科大学と連携した医師確保の充実について盛り込むこととしており、こうした施策も講じる中で府北部地域の医師確保を支援することとしている。

看護師については、病床 100 床あたりの看護職員数が全国で 12 位と全国上位の状況にあるが、看護体制の充実化などにより看護職員の需要は増加することから、平成 13 年から 17 年までの看護職員需給見通しを立て看護師確保対策を展開している。府北部には、5 校の看護学校があり、地元出身者の約 7 割が地元医療機関に就職するなど一定の成果をあげているところではあるが、今後とも医療機関の説明会を各学校において開催するなどの取組みを強め、一人でも多くの卒業生が北部へ定着する対策をいっそう推進したい。

なお、府立看護学校については、学年定員 40 名であるが、設置基準で認められる最大の入学定員としている。

また、北部地域への再就業を促すため、京都府看護協会と連携し、14 年度は巡回相談会を 5 回にわたって取り組んだところであるが、地域での取組みに加えインターネットによる求人情報の提供、看護の日の会場での相談など、創意工夫を凝らした取組みも展開する中で強化をはかりたい。

OT・PTの育成確保は、府ではこれまでから就学資金貸与事業により府内定着を図ってきたが、各地域において必要な人材が実際に確保できる条件づくりが重要であるので、平成 15 年 2 月から、まず中丹地域において支援病院を定め、医療・保健・福祉分野の関係機関が連携し、リハビリ従事者の質向上に向けた研修実施の取組みを進めるなど、リハビリテーション推進体制の確立に努めているところなので、今後、丹後地域などにもこうした取組みをさらに拡大し、OT・PT確保の条件づくりをさらに強めていきたい。

【光永・再質問】 医師派遣が途切れたら、地域の医療圏に重大な影響を与えるわけです。ですから、これは努力しているのだという水準にとどまってはいけないのですね。だから、やはり医師派遣の後退はさせないのだということを言えるのかどうか、そういう立場でやるのかどうか、改めてお答えください。

【保健福祉部長】 丹後地域の医師確保については、丹後地域の住民の方の健康と命を守るべき医師の確保ですので、先ほど申し上げたように、医科大学と十分に連携して医師派遣に最善を尽くしたい。

府立大学の法人化

「独法化」「効率優先」ありきでなく、大学の自治の尊重を

【光永】 次に地方独立行政法人について伺います。

この 4 月から地方独立行政法人法が施行されます。この法律は、国会で自民・公明ら与党が、わずかの審議時間で採決したもので、その内容は地方自治にとって重大な問題をはらんでいます。それは、総務省が「行革・アウトソーシングのツールのひとつで、公的分野の受け皿、実施部門のうち、事務・事業の垂直的減量を推進する」とのべているとおり、対象とする事務事業は、本来公的責任で確実に実施されることが必要な事業であるにもかかわらず、行政サービスの低下、縮小・廃止を目的にしているもので、その結果、住民の負担の増大につながるものです。また、毎年度の事業計画は設置団体長にとどけて公表するだけとなるなど、地方議会が関与できず、住民のチェック機能が奪われるおそれがあります。また、公立

大学の法人化は学問の自由の基盤を侵し、高等研究機関としての発展に障害をもたらし、学校教育法に定められた自主性・自立性が侵害されるおそれもあります。さらには、自治体労働者の身分や労働条件の変更も一方的におこなえるなどの重大な問題をはらんだものです。

とりわけ、公立大学の動きは重大です。全国的には、東京都立4大学が学内での議論をないがしろにしたまま廃止し、新大学の設立の動きが強まっていること、広島県立女子大学が廃止を決めたことなど、大学の自治をないがしろにし、学問の自由の基盤をほり崩すような事態が起こっています。

本府では、府立大学のあり方懇話会の提言をうけて、昨年7月に「21世紀の府立の大学検討会議」が設置され、論議がつかさねられてきています。府立両大学とも100年以上の歴史をもち、府立大学は小規模ながら、教員と学生のつながりが大切にされる教育研究体制があり、しかも、地域社会の産業や住民の生活、福祉、文化の発展に貢献する高等教育研究機関として大きな役割があります。また府立医大は、医大卒業生の約5～6割、おおよそ3600名が府内で医療に従事されているなど、とりわけ本府の地域医療に、大きな役割を担っております。

そこで伺います。他府県と同じ徹をあゆまないためにも、大学の自治を尊重し、採算のみに着目した「まず、効率化ありき」「独立法人化ありき」という立場をとるべきでないと考えますが、いかがですか。

【知事】府立両大学の改革についてだが、両大学は長い歴史の中でこれまでに4万人をこえる卒業生を輩出し、京都の各界に多数の人材を供給するなど、京都府にとって大きな貢献を果たしてきた。一方、近年、情報化や国際化、さらには社会の変化に対応し大学教育に求められるニーズも多様化・複雑化するとともに、若年人口の大幅な減少等により、各大学は生き残りをかけて競い合う時代に入っている。この場合、特に大学としての経営目標やそれを達成するための効率的運営が重視されており、国立大学の独立法人化をはじめ各大学は必死にそのあり方について検討を重ねている。

京都の両府立大学もこの例外ではなく、また特に両大学の運営は、約120億円という府民の皆様からお預かりする税金によって支えられる大学であるので、その中で経営目標を明確にし、その運営を効率化して、できる限り税金を有効に使うことを考えるのは、私はこれは当然のことではないかと考えている。

昨年3月には、「府立の大学あり方懇話会」からも、大学としての自主性の確保とともに運営の効率性や情報公開等による透明度確保などを果たしながら、豊かな人間性を備えた人材育成、府民生活の向上や地域産業の発展への貢献、京都の大学としての個性や魅力などをいかに充実させるかの観点から大学改革をすすめることが必要との提言をいただいた。現在、この提言を受け、両大学と府で構成する「21世紀の府立大学検討会議」において、大学改革の方向について総合的に検討しており、今後、この議論を踏まえ府民や府議会の意見を聞きながら、府民の税金で運営される大学として、京都府の大学ならではの特色、また府内の他大学との連携、学部などの組織運営を含めて大学改革の基本となる計画策定に向け、両大学と力を合わせていきたいと考えている。

府大の学費値上げの凍結、学生の生活実態調査を 実態に応じた柔軟な授業料減免の適用を

【光永】関連して、府立大学の学費について伺います。

わが党議員団は、昨年9月定例会の最終本会議で、学費値上げの条例案について「経済的理由により教育を受ける権利が脅かされているとき、今回の値上げは文字どおり追い打ちを

かけるものです。国が2年置きに値上げをするのを受けて、機械的に1年おくれで値上げするという国追随のやり方は、地方分権・地方自治の姿からはほど遠いもので、こうしたやり方を改め、もっと自主的立場から再検討すべきである」ことを指摘し反対をいたしました。わが党以外のすべての議員の賛成で値上げが決定されました。

こうした中、2月18日、京都府立大学学生自治会が、知事あてに要望書を提出されました。この要望書に添付されているのは、学生自身が集められたアンケートです。私はそのアンケートのすべてに目を通しましたが、その中には「アルバイト代、奨学金を生活費、下宿代にあてているので、学費は親に頼っています。これ以上親の負担を増やしたくはありません。学費を払う本人である学生の現況を把握した上で学費値上げされたのですか？財政上の都合のみで決まったことなら納得できません」、また、「私は今年度の授業料は免除していただいておりますが、もし免除していただけなかった場合は、現在の家計状況では到底支払いができませんので、退学とならざるを得ない状況におかれていました。今年度貸与していただいた奨学金を切り詰めて貯金をし、もし来年度から授業料免除が不可となりましては何とか自分で支払いをと思っておりましたのに、1ヵ月の奨学金の半額以上ともなる学費値上げを今回始めて知り、暗澹とした思いです」など、長引く不況の中で、府立大学に学ぶ学生たちの学費値上げに対する深刻な叫びが述べられています。

まず、設置者である知事が、こうした学生たちの声をどのように受け止められておられるのか、お答えください。

いま、府立大学学生自治会が知事に提出した要望書の主旨を実現するためにも、学費の値上げをいったん凍結し、学生の生活実態の調査をすべきです。お答えください。

さらに、「学費免除を受けている学生なので、この値上げによってその枠も縮小されるのではないかと不安です」との意見も出されています。授業料減免の状況は今年度で大学64名、大学院28名の計92名です。親のリストラや失業など、年度途中で生活が激変した学生に対する迅速かつ柔軟な対応が必要です。授業料減免制度の周知徹底、必要な学生が必要に応じて減免を受けられるよう求めるとともに、年度途中においても申請者すべてが実態に応じて減免が認められるよう対応されることを求めるものですが、いかがですか。

【総務部長】府立大学では、大学の運営費の約4分の3を府民一般の負担にお願いしていることを考慮すれば、学生の皆様方にも適切な受益者負担としての授業料を求めることは当然のことと考える。その金額については、全国の公立大学との均衡も考慮し、国立大学と同一の額となっている。しかも、その改定については、他の大半の公立大学のように国立大学と同じ年度から実施するのではなく1年遅れで実施しており、今回の改定についても従来と同様に去る9月議会において議決をいただいたもの。また、授業料の納付についても、負担の軽減を図るため学期ごとの分割納付としており、また、納付が困難な学生については所得に応じて全額免除、半額免除の措置を講じている。

さらに、年度途中の学生の経済状況に激変等が生じた場合にも対応できるよう、学期ごとに減免の申請を受け付けている。こうした制度の周知については、大学案内および学生便覧に概要を掲載するとともに、新入生オリエンテーションや学内掲示によりその周知徹底に努めている。

したがって、今回の授業料改定、授業料減免制度の運用については、よろしくご理解いただきたい。

【光永・再質問】地方独立行政法人については、引き続き予算委員会などにおいてやりますが、まず、学生の実情が一体どうなっているのかということについて、しっかりと把握すべきだということを聞いているわけです。いま、実際の給与受け取り額はどんどん減っているもとの、学費だけは上がっていくのは、これは逆転しているわけですから、実情をよくつかんで対応すべきだと。だから実情をつかむことぐらいやったらどうだと提案しているわけで、

これについてお答えください。

【総務部長】学生の実態調査については、改めていま全数調査をやるというのではないが、授業料減免の件数なども増えているので、そういうところも含め、学生の窓口を通じ色々お話を聞くような形にしてゆきたい。

北白川・半鐘山の乱開発問題

知事は歴史的景観、里山保護への責任をどう考えるか

【光永】次に、京都の景観をどう守り引き継いでいくのか、について伺います。

私の地元、左京区の北白川に半鐘山があります。世界遺産条約に指定された銀閣寺の緩衝地帯・バッファゾーンを構成し、東山36峰のひとつといわれるこの山の乱開発について、私は貴重な緑の里山を保全し、地域の景観を守る立場から京都府の姿勢について厳しく指摘するとともに、同じような事態を繰り返さないために一昨年12月の代表質問で不法投棄防止条例、水を守る条例に続き、景観保全の条例を制定すべきことをはじめ、議会で提案を繰り返して行ってきました。

北白川・半鐘山の乱開発問題が起こってから6年近くの歳月が流れましたが、昨年、この問題で大きな転機が訪れたのです。それは、昨年12月18日に、京都地方裁判所において、宅地開発による土地の形質変更と樹木伐採の工事の工事続行禁止の仮処分を決定されたことです。

京都府が同意し京都市が開発許可をおろした今回の乱開発について、裁判所が「工事の続行を禁止し、木を一本たりとも切ってはいけない」と述べたことに、大変大きな意味があるのではないのでしょうか。まず、知事には、この決定の重みを受け止めていただきたいと思えます。

現在、地元のみなさんは、この決定にもとづき、工事再開の差し止めを求める訴えを起こされていますが、こうした画期的な判断を京都地裁が下すにいたった背景には、6年にもわたる長い住民の団結した闘いがあったことはまちがいがありません。あらためて住民のみなさんに敬意を表するものです。

その中でも、昨年一年間はまさに激動といわれる経過をたどりました。

昨年8月20日から、業者が半鐘山の工事再開を通告したために、地元住民は8月18日、急きょ、工事差し止めの仮処分申請を京都地方裁判所に提出されました。また、地元での住民の抗議行動の中、施工業者が「現場に来て見てこれほど反対の声が多いとは思わなかった」として、工事から撤退することになりましたが、昨年12月9日には、住民に知らせることなく工事が再開されることになりました。そして12月18日、先にのべたとおり、京都地裁で画期的な工事中止の決定が下されたのです。

現在、半鐘山は木が伐採され、たいへん無残な様相となっていますが、私は「山は削れば再生できないかもしれないが、樹木は再生できる」「二度とこうした事態を繰り返してはならない」という強い思いに駆られています。

そこで、伺います。

地元住民は、6年にわたり京都市長に対し再三「現場を見に来てほしい」と要望されましたが、市長は一度も現場に足をはこばれませんでした。知事は半鐘山にかかれたことがありますか。そして、もし山を見られたことがあるのなら、どういったご所見をおもちですか。お答えください。

また、私は、この地域について歴史的風土特別保存地区、及び緑地保全地区の指定権限等を有している京都市との協議を再三求めてきました。知事は「京都市の動向を注視する」と

の言葉を繰り返されてきましたが、工事の差し止め決定が下ったもとの、当然京都市との検討がされたと考えますが、いかがですか。

全国的にはこの間、環境や景観に着目した条例づくりが都道府県にも拡大してきています。すでに、千葉県では、昨年5月に「里山保全条例」が制定され、4ヵ所で保全活用協定が結ばれ、今年度内に10ヵ所が認定されると聞いています。また長野県では「マスターアーキテクト制度」を条例化する動きも出されています。これは、ヨーロッパなどで見られる制度で、長野県の場合、町並みとかけ離れた概観、自然環境を損なう工法や開発に対し、知事に対し意見を述べることができる専門家を配置するものです。

現在、本府には世界遺産条例に基づき17件が世界文化遺産として登録されています。保護の基準は遺産そのものの保護だけでなく、周囲にその利用を制限する緩衝地帯・バッファゾーンも必要とされています。本府の世界遺産を後世に引き継いでいくために、世界遺産のバッファゾーンの歴史的景観や里山保護のための自治体の責任・役割について知事はどう考えておられますか。特別の力をいま発揮すべきではないでしょうか、お答えください。

また、現在ようやく検討がはじまった「京都の豊かな緑を守る条例」について、半鐘山のような事態を二度と生まないよう、一定の規制や業者による住民無視の開発が強行されない仕組みをつくる必要があります。そのためにまず、地元住民との懇談会をもつことを提案しますが、いかがですか。

6年にわたる地元住民のみなさんの半鐘山を守る活動へのエネルギーを本来は世界遺産のバッファゾーンを守る力として生かせば、どれだけすばらしい地域づくりができたかを考えたとき、本府の迅速な対応が求められることを強く指摘して私の質問を終わります。

【土木建築部長】京都市における古都保存法に基づく歴史的風土特別保全地区や都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の規制権限、さらには都市計画法における開発許可権限は、政令指定都市である京都市にゆだねられており、知事は現地も承知しているが、本件については地域づくりに責任と権限をもつ京都市の意向を尊重すべきであると考えている。地方分権の中で、より住民に近い市町村の意向をしっかりと尊重していくことが、現地・現場主義による行政と理解している。

世界遺産周辺地域の歴史的景観や良好な自然環境を保全するとともに、歴史や文化、風土に育まれた魅力あるまちづくりを進めていくためには、古都保存法や都市緑地保全法、風致地区条例等、各種関係法令を総合的に活用し、地域の住民の方々とともに市町村と連携しながら取り組むことが基本と考えている。本府においても、このような趣旨から、京都府風致地区条例の一部改正を本議会で提案しており、これは宇治平等院周辺の風致のいっそうの保全にも必要と考えている。今後とも市町村が地域の特性を生かした景観形成をはかれるよう支援・協力してまいりたい。

「京都の豊かな緑を守る条例」、これはまだ仮称だが、この条例については放置森林の解消、森林法に違反する行為の未然防止など森林における適正な土地利用を確保するため創設することとしており、今後、広く府民の意見を聞きながら検討していきたい。

【光永・再質問】もともと一昨年代表質問で、私は京都市と協調してしっかりと保全策を講じるべきだと強調しました。しかし、その後事態が変わったことは先ほどの質問で述べたとおりですから、こういう事態のもとで、政令市に指定権限があるというのは重々わかった上で、しかしバッファゾーンに位置するわけですから、これは京都府としてしっかりと協調してやるべきだと、私は述べたわけです。府市協調と言いながら、結局、歴史地区風土特別保全地区等のバッファゾーンの保全については市だと言って、積極的なことを講じないというのは問題があると指摘しておきたいと思います。

また、「知事は承知している」と言われましたが、「現地に行かれたことがあるのか」と聞いているのだから、行ったことがあるのか、また、現地に行って懇談すべきではないかとい

うことについて、お答えください。

【土木建築部長】先ほどもお答えしたし、ご質問者からも指摘があったように、都市計画法および古都保存法に関する権限は京都市におかれています。したがって、市の意向を尊重すべきだというふうに認識している。また、知事が現地に行ったかということだが、知事は現地を承知しているということである。

前窪 義由紀（日本共産党 宇治市・久御山町） 2004年2月26日

日本共産党の前窪義由紀です。通告している数点について知事ならびに関係理事者に質問します。

宇治小事件 あってはならない痛ましい事件

人的措置抜きに、現場教員にこれ以上の安全対策を求めるのは無理

【前窪】まず、学校・幼稚園等の安全対策についてです。

去る12月18日の昼すぎ、宇治市立宇治小学校で給食時間中に突然外部からの侵入者によって、1年生の子ども2人が教室内で刃物により切りつけられ負傷するという事件が起きました。現場教員の勇氣ある行動で大事には至らなかったものの、命をも奪いかねない犯行に許せない思いです。この事件で傷を負わされた子ども、また、事件を目の当たりにし大きなショックを受けた子どもたち、ご家族、関係者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

事件から2ヵ月が経過したとはいえ、恐怖にさらされた子どもたちの心の傷はあまりにも大きく深刻です。心身に深い傷を負った子どもたちの一日も早い完全な回復を願うものです。

今回の事件は、子どもたちの成長を支え、最も安全であるべき学校でのあってはならない痛ましい事件です。1999年12月の京都市伏見区の日野小学校で、また、2001年7月、大阪池田小学校で子どもたちが殺傷される事件の後、再発防止のため各学校等で監視カメラ、センサーの設置など、様々な対策がとられてきた中で繰り返された事件として、全国に大きな衝撃を与えました。

私は、事件後、宇治小学校を訪問させていただきました。学校では、「職員室にあるモニターテレビに常時映像が流れているが監視する人がいない。職員室の警報も校門の警報も人の出入りが多く鳴りっぱなしになり、仕事にならない。近所からの苦情などで、ほとんどスイッチを切っていた」と実態を説明されました。今の学校は、構造上どこからでも侵入が可能であり、人的措置を抜きに、現場教員にこれ以上の安全対策を求めるのは無理があると実感しました。

事件後、子どもたちの安全確保のため登下校の安全や巡回など、自主的な活動を続けてい

る保護者の皆さんや、「子ども110番」などで協力をいただいている地域の方々、自治会、子ども会などとの協力したとりくみの大切さが、あらためて認識されています。学校が門を閉ざして閉じこもり、地域と分断されることなく、地域に開かれた風通しの良い学校づくりを基本にすることが重要です。今、社会状況は、経済的にも文化的にもいっそう荒廃がすすみ、社会全体が病んでいる状況にあります。子どもたちをはじめ、弱い立場にある者への攻撃的風潮も広がっています。

安全確保の要員をすべての学校に配置すべき

教員配置の是正とともに、教職員の配置基準の改善を

私は、社会のゆがみを正すこととあわせ、子どもたちの命と人権を守るため、学校・園を安心・安全の場とするため、学校・地域・家庭のいっそうの連携を強めることはもちろん、人的配置を含めた教育諸条件の改善を強く求めるものです。教育長のご所見を伺います。

池田小学校の例でも今回でも、事件は白昼に起こりました。この間、機械警備になった学校が圧倒的で、不審者の出入りや夜間の緊急事態の対応は、監視カメラの設置や警備会社まかせになっています。今回の事件は、監視カメラなど機械警備に頼っていた盲点をさらけ出しました。人の目で見て安全を確認し、不測の事態が発生してからでなく、未然に防ぐための現実的な対応が求められています。そのために、安全確保の要員をすべての学校に配置すべきだと考えます。どうされますか。お答えください。

また、宇治小学校は普通学級24、障害児学級2の26学級で府内でも最大規模の学校ですが、教員は国基準31人のところ30人しか配置されていませんでした。少なくとも、国基準を満たしていない学校の教員配置を、この際、直ちに是正するとともに、教職員の配置基準の改善をすべきだと考えます。いかがですか。

【教育長】昨日の稲荷議員の質問に答えたとおり、今回の宇治小事件の教訓を生かし、学校独自の危機管理マニュアルの作成、防犯機器の管理・運用、防犯教室・防犯訓練の実施等についてさらに徹底し、子どもたちの安全確保に万全を期すため、警察など関係者の協力も得ながら、平成13年7月作成の「手引き」を改訂したところである。今後、校園長や安全担当者の会議で、この「手引き」にもとづき、各学校・幼稚園が保護者、地域社会、関係機関・団体と一致協力し、凶悪な犯罪から子どもたちを守るため、学校の安全管理に万全を期すよう指導していきたい。

本府では、学校規模に応じた配置を基本としながら、各学校の教育課題に適切に対応できる教職員を配置している。宇治小に配置している教員数は、仮に標準法により積算した教員数と比較した場合でも上回っており、今後とも、適切な配置につとめたい。

緊急の連絡方法の確保、自治体の安全確保の独自措置に府の支援を

宇治小への人的配置の継続を

【前窪】緊急の対応を求められるときの連絡方法の確保は当面の重要課題になっています。各教室、保健室、特別教室などと職員室を結ぶインターホンなどの設置を行うこと。同時に、

職員室や教室の配置についても、安全・警備上・防犯に配慮して再検討が必要です。いかがですか。

宇治市は、事件が発生した宇治小学校だけでなく、「学校運営支援員」などの人的配置や安全対策を、市内すべての学校・園などに措置するため、来年度 7500 万円の予算を計上しました。このように子どもの安全確保のために独自措置を行う全ての自治体に対し、府として財政支援を含め積極的に対応すべだと考えます。いかがですか。

事件後、府として行った臨床心理士の派遣、加配教員・養護教員の配置を、宇治小学校の要望もふまえて、子どもたちの心身の状況が完全に回復するまで、当然継続すべきだと考えます。いかがされますか。お答えください。

【教育長】学校の安全を確保するための人的要員や財政措置も含めた市町村支援については、学校設置者である市町村が、予算措置も含めてそれぞれの地域の実態に即した最も有効な対策を講じられるものだが、府教育委員会としても、そのとりくみを側面から支援するため、1月上旬に、府青少年育成協会、府老人クラブ、府民生児童委員協議会など関係8団体にたいし、登下校時の安全確保や地域のパトロールなどへの協力要請を行った。

インターホンなどの設備については、市町村に対して地方交付税措置がなされており、必要に応じた整備が進められている。

宇治小に現在も措置している臨床心理士や加配教員などについては、宇治市教育委員会や学校から、児童や保護者の状況を十分聞きながら、必要な対応は継続していきたい。

【前窪・再質問】文部科学省が今年1月20日、緊急アピールを出しました。この中では、「人による管理を徹底することが大事である」ということを述べて、それぞれ対処を求めています。府内の学校で、安全確保のための要員を配置しているのは、宇治市、舞鶴市、精華町、園部町、このように伺っていますが、私は、文部科学省の意気込みからすると、まだまだこれは普及していない、徹底されていないと思います。ですから、府は、府内の自治体と協力して安全確保の要員を何としても確保し、府内各自治体でも子どもの命と安全を守るために、これは大事なことです。大いに普及していく必要があると思います。財政的支援も含めて、一気に推進するための教育長の決意を伺います。

【教育長】設置者である市町村の責任で、地域の実態に即した最も有効な対策をされるべきもの。府教員委員会としては、関係機関・団体等に子どもの安全確保のための協力要請を引き続き行うなど、側面から支援していきたい。

ダム計画の見直しを 「流域委員会の最終意見書」への態度は

【前窪】次に、ダム計画と水利権問題について質問します。

国土交通省の専門家会議「淀川水系流域委員会」は、昨年12月9日、国土交通省近畿地方整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎原案」に対する最終意見書をまとめ同整備局に提出しました。同委員会は、滋賀や京都など五つのダム建設・再開発計画について、昨年1月に「計画・建設中のものも含め、ダムは原則として建設しない」と提言し、今回の意

見書でも「中止も選択肢の一つとして抜本的な見直しが必要」と結論づけています。

意見書は、ダム計画について、自然環境への影響が大きいことなどから「提言の趣旨を尊重して抜本的な見直しが必要」とした上で、利水・治水のみに目を向けてきた従来の河川行政に、生態系の維持保全など環境面の視点を加えることを強く促す内容になっています。

ダム見直し論の背景には、環境重視のほかに、治水・利水効果への疑問などがありますが、とりわけ、当初の過大な水需要計画に比べ水需要がそれほど増えない現実が大きく影響しています。加えて「ダム建設ありき」のこれまでの公共事業のあり方に、国も自治体も財政難のなか再検討をせまられているものです。大阪府や阪神水道企業団はダム計画から撤退し、来年度予算にダムの建設にともなう負担金を計上しない方針だと報道されています。国の来年度予算では、丹生ダム・天ヶ瀬ダムに関連する予算は半分に以下に縮減され、ダムへの対応によりやく変化の兆しを感じられます。

京都新聞の社説は、ダム見直しについて「国には『治水と利水』一辺倒からの転換が求められている。環境保全と住民意見の反映は、新河川法で自ら認めたところでもある。受益者である国民、地元、自治体もダムのあり方を真剣に考えるべき時期にきている」と指摘しています。

そこで、淀川水系流域委員会の最終意見書について、知事のご所見を伺います。

【土木建築部長】 淀川水系流域委員会の意見書は、昨年9月に近畿地方整備局により示された河川整備計画の基礎原案に対して、昨年1月の流域委員会提言の趣旨をふまえ、今後の検討の方向性や検討すべき課題について、具体的意見書としてとりまとめ、近畿地方整備局にたいし提出されたもの。近畿地方整備局の基礎原案においては、「事業中の五つのダムの実施の妥当性について調査・検討を行うこと」とされている。今後、近畿地方整備局により、地元自治体や地域住民の意見等もふまえ、事業中の五つのダムの建設の是非についてもよく調査・検討がなされ、河川整備計画の案が作成される。府としては、今後、近畿地方整備局により示されるダムにたいする調査・検討結果と河川整備計画の案にたいして必要な意見を述べていきたい。

三つのダムの新たな水利権なしでも、府営水道の供給は可能

【前窪】 さて、本府の水需要計画について、この間、人口予測と一人当たりの水需要予測について過大だと指摘してきましたが、給水人口 70 万人など当初見込みの見直しを行わず、ダム建設に固執してきました。私は、現在の水需要から見て三つのダムの新たな水利権なしでも、府営水道の供給は可能と考えます。

現在の府営水道施設の供給能力は日量 19 万トン、2002 年度の1日平均供給水量は約 10 万 5 千トンで、季節的要因を見ても7月では約 11 万 6 千トンとなっています。年間の基本水量に対する実績水量は 55%に過ぎません。現行の水利権は日吉ダムで毎秒 1・16 トン、天ヶ瀬ダムで 0・3 トン、比奈知ダムで 0・6 トン、合計 2・06 トンとなっており、給水可能水量は日量約 18 万トンに相当するものです。今の確定水利分だけでも日量 6 万トンに近い余裕を待っています。しかし、1985 年の南部広域水道計画以後、5 回にわたる見直しが行われましたが、給水人口 70 万人、計画水量 23 万 6800 トンは変わらず、70 万人に達する時期

の見直しをしてきただけでした。

淀川水系委員会によるダム計画の原則中止・見直しの意見書を受け、国土交通省がダム計画を再検討する過程で、当然、水利権の整理も行われると思われませんが、現行の水利権の再配分と活用で府営水道は維持できることを明確にすべきではありませんか。いかがですか。

ダムを聖域にするのではなく 水利権の転用などの工夫を

莫大な税金投入を伴うダム建設の抜本的見直し・中止を

府営水道の水利権の活用について、二つの問題点を指摘し具体的な提案をするものです。その一つは、乙訓浄水場の水利権、日吉ダムの毎秒0・86トンについてです。

住民や自治体からは受水量の見直しの声が強く出ていますが、今回「給水に関する協定」で決めている日量4万6千トンに達する目標年次を、2006年度から2010年度へと4年間延長する措置にとどまりました。結局、安い地下水を減らすことになり、長岡京市、向日市、大山崎町の水道会計の赤字が膨らみます。「協定」を見直し、市町の必要な府営水の供給に転換するとともに、府営水を企業に活用させるよう府も責任を持つことが求められています。この整理をすれば、使われていない0・6トン程度の水利権の移動は可能になります。

二つには、木津浄水場の比奈知ダムの水利権0・6トンの活用です。木津浄水場の水利権は日吉ダムの0・3トンと比奈知ダムの0・6トンの毎秒0・9トンで、料金には転嫁されていますが、現行では0・3トンが活用されていません。木津浄水場がフル稼働しても0・5～6トンしか使用しないもので、水道懇5次提言で、木津浄水場の拡張をしないことが決まっていることから、この0・3トンの水利権の移動も可能となるものです。この二つの水利権を転用すれば、宇治浄水場の暫定水利権の解消も可能ではありませんか。

さらに、使われていない民間企業の水利権や農業用水の水利権などとの調整の余地もあります。ちなみに宇治のユニチカには毎秒2トンの水利権が設定されています。宇治浄水場の水利権は暫定も含め1～2トンですからずいぶん大きなものです。

かつて前知事は、「丹生ダムの水利権を放棄すれば、宇治市などの水道が止まる」と、まったく根拠を示さず恫喝的な答弁をしましたが、今では国土交通省自身がダム見直しに着手しているではありませんか。660億円の収支不足を解消するため、苦勞して内部改革・施策を見直し約270億円も削減しながら、ダムは聖域にするのでは筋が通りません。水利権の転用などあらゆる可能性を追求し、宇治浄水場の水利権を確保して、ダム計画への本府の財政負担を避けるべきだと考えます。ご所見を伺います。

大阪府は丹生ダム・大戸川ダム、阪神水道企業団は丹生ダムから撤退します。計画当初の事業費1100億円の丹生ダム、740億円の大戸川ダム、330億円の天ヶ瀬ダム再開発から本府も撤退表明を行い、莫大な税金投入を伴うダム建設の抜本的見直し・中止を国に求めるべきではありませんか。どうされますか。お答えください。

【企業局長】ダム計画と水利権問題についてだが、府営水道が確保している水利権は、宇治、木津および乙訓の3浄水場のそれぞれにおいて、最大需要量を基本に、将来の水需要を見込み手当てを行ってきたもの。宇治浄水場では、淀川水系のダム計画に係る暫定水利権を得て、

宇治市をはじめとする3市1町へ安定した給水を行っている。こうした観点から、府が利水参加しているダム計画については、安定かつ効率的な水運用を基本に考えながら、できる限り府の負担が少なくなる方向で、必要なものについては確保し、府民生活への安定給水に支障が生じることがないように、総合的に検討すべきものと考えている。

【前産・再質問】水利権と水需要の問題ですが、日経新聞にこういう記事が出ていました。「相次ぐダム建設から撤退していることについて」ということで、京都府の企業局がこう言っているということです。「暫定水利権の問題があるので、自分からは進んで撤退できない。『脱ダム』が全国の流れであっても、それは言えない」と。

こういうことでは、自治体の主体性が問われると思うのです。知事は、先ほどの議員の答弁に、「定義にこだわると変化についていけない」と言われました。水利権問題というのは、まさに「水利権」という定義が一人歩きをしている、そういう状況に現在あるのです。これを見直すかどうかということが、今、大論議になっている。この時に意見を言わないというのは、私はどうかと思います。淀川水系全体で、現在63%しか水利権設定の水量を使っていない状況にありますから、私は、この水利権の見直しは絶対に必要だと言っているのです。水利権を転用するというのは、1965年以降100件以上も既にあるのです。これを真剣に検討すべきではありませんか。再度、お答えをお願いしたいと思います。

【企業局長】水利権は浄水場毎に確保しているもので、宇治浄水場では毎秒0・9トンの暫定水利権を含めて1・2トンの水利権で3市1町に安定した給水を行っている。すでに、毎秒1・0トンの取水に相当する給水実績があるので、安定給水の維持が大事だと考えている。

乙訓府営水道 割高な府営水の供給で市町の水道会計は大きく赤字に転落し、大幅な水道料金の値上げを余儀なくされている

【前産】次に、乙訓の府営水道の問題について質問します。

府営水道事業経営懇談会は、去る11月25日、乙訓浄水場の供給料金について、現行暫定料金の適用が本年度末で終了するのを受けた措置として、現行料金を減額するための新たな料金体系を盛り込んだ「提言」をまとめ、知事に提出しました。これを受け、本議会に条例の改正案が提出されています。提言では、基本料金は1立方メートルあたり税込み94円、従量料金は36円とすることとしていましたが、提案は、基本料金を若干緩和して92円としています。

いずれにしても、市町の水道事業の現状を直視する必要があります。乙訓2市1町が地下水の安全汲み上げ量としている水量は、年間1952万トンであり、2002年度に使った水量は、1989万トンではほぼ同じ水量となっています。府が企業の水に責任を持てば、住民の生活用水は地下水だけで賄える量です。2市1町は、日量4万6千トン、年間1679万トンの責任水量分を基本料金として、14億9400万円を府に支払っています。しかし、実際受け入れている水量は、2002年度で42%です。長岡京市では4億7200万円、向日市で2億3800万円、大山崎町で1億5600万円、合わせて8億6600万円が、水を使っていないのに料金を払っていることとなります。

2市1町では、「協定」による責任水量制により、割高な府営水が2000年度より供給が開始され、市町の水道会計は大きく赤字に転落し、大幅な水道料金の値上げを余儀なくされています。

長岡京市では、2001年4月から市民29・05%、企業19%と大幅値上げしたが、決算は赤字に。向日市は、2002年6月から平均24・95%の値上げを行ったにもかかわらず欠損金は6億円余になり、今後2005年に15%、2008年に10%の値上げを決めています。大山崎町は、約3億円の黒字だった水道会計が、府営水導入1年半で3億4千万円の赤字に転落し、15年度末には5億円を超える見込みです。一昨日、大山崎町では実質約34%の大幅な値上げになりました。

すでに、大山崎町議会は、「水道料金の大幅値上げ反対、京都府との協定の見直しを求める陳情」を可決。向日市議会は、「府営水道に関する協定の見直しを求め、水道事業の健全化を図る決議」を採択し、2市1町は、「基本料金単価の軽減、受水水量等への格別の配慮」を、大山崎町議会は「企業使用の予測水量は、契約水量から除外すること」等の要望書を知事に提出しています。

基本水量の「協定」をいったん白紙に戻せ

過大な水需要計画の見直しで府民負担の増大を防ぐべき

今回の水道懇の第6次提言は、現行の基本水量を前提とした諮問に答えたもので、水源費償還期日の55年間への変更など、当面する料金算定の軽減措置として一定の効果が期待できるものの、今後2市1町の水道料金は、料金改定・値上げが避けられません。

本府は、2市1町に、過大な受水計画の実行や自己水施設の老朽化と水質悪化を理由に地下水の放棄をあくまで迫るのですか。また、自己水の経営の広域化や事業統合などを求めるのですか。自己水の活用を否定して、府営水の導入を押し付けるのでは問題は解決いたしません。本府の姿勢が問われています。

そこで伺います。市町の水道事業の存続と住民の暮らしを守るためには、京都府と2市1町で交わした基本水量の「協定」をいったん白紙に戻し、現実の水需要に見合った検討が必要です。その際、工場用水分は府が責任を持つべきだと考えます。いかがされますか。お答えください。

条例提案されている新料金は、3浄水場の接続までとされていますが、2010年度以降になれば抜本的な解決の道はあるのですか。明確にしてください。いまこそ過大な水需要計画の見直しを行い、府民負担の増大を防ぐべきと考えます。いかがですか。

【知事】乙訓浄水場の整備にあたってだが、これは受水市町からの段階的要望を受けて3分の2の規模に縮小して整備してきた。開業後は、激変緩和措置として、一般会計の支援により89円の暫定基本料金を適用し、さらに給水に関する協定に定めた目標年度を4年間延長するなど、これまでから、京都府として精一杯の支援を実施してきた。

しかし、浄水場の稼働運営計画など供給料金の主要な積算要素に変更が生じたことから、改めて水道事業経営懇談会に料金改正を諮問し、水道懇では水源費の負担方式の抜本的な変更、人員削減や民間委託を含む徹底したコスト削減などを検討され、提言された。

いただいた提言では、基本料金、従量料金ともに大幅な引き下げであったが、受水市町にとっては、これまで延長して適用してきた基本料金の暫定措置からすれば実質負担増となるため、厳しい水道事業の経営の実情をふまえて、2市1町は、なんとか従来の水準に留めてもらえないかと府に支援要望があった。府としても、この要望を受け、水道事業の効率化や共同化を検討し、事業経営の健全化をはかるという2市1町の取り組みを支援する観点から、基本料金の更なる引き下げを講じて2市1町の負担増を解消するための条例案を今議会に提案しているところである。府としては、給水協定の見直しについては、基本水量は施設整備に要した経費の分担金に相当するものであり、「受益と負担」の観点という公営企業の原則からすれば、これを他の府民の方々に転嫁することに理解が得られるのか、私は疑問に感じている。また、企業に対する上水道の受水促進については、市町の水道事業の基本的課題だが、府としても受水市町に協力していきたい。

新料金の算定期間については、水道懇で3浄水場の接続も視野に入れて決定されたもので、3浄水場接続後の総合水運用については、水道懇で中・長期的課題として整理されており、今後、水道懇における検討もふまえながら、適切に対応していきたい。

水需要の予測については、受水市町の総合計画や水道統計など最新のデータをもとに、社会経済状況等の変化に応じて、概ね5年毎に水道懇に諮りながら見直しをしていきたい。

【前窪・再質問】2市1町に対する企業の水需要が伸びない、減っている。これが企業会計を圧迫しているということであります。受水市町はがんばって企業に要請に行っておりますが、なかなか思うようにいかない。ですから私は、知事が先頭にたって、京都財界にも幅広い人脈をお持ちですから、大企業などに知事みずから要請をしていただきたい。このことを求めますが、いかがですか。

そして、使用しない企業の水のみまで2市1町が支払うということについては忍びがたい。京都府も何らかの支援をすべきだと、このように考えますが、いかがですか。

【知事】企業に対する浄水場の受水促進については、先ほど答えたとおり市町の水道事業の基本的課題だが、府としても、受水市町に協力していきたい。支援については、いままでも支援してきたし、今回も提言以上の引き下げの条例提案を行うなど、これからも水道経営の健全化のために、府として精一杯の努力をしていきたい。

コメ生産の国際的な協力呼びかける国連「国際コメ年」

**小規模農家の切捨て、稲作の縮小再編をすすめる「新しい米政策」は、
「国際コメ年」の理念に反するもの**

【松尾】日本共産党の松尾孝でございます。通告により知事ならびに関係理事者に質問いたします。農業問題について2点伺います。先ず国連の「国際コメ年」についてです。

世界のコメ生産は60年代後半から飛躍的に伸び、ほぼ10年ごとに1億トン増え、2002年には5億7600万トンに達しましたが、ここ数年は伸び悩んでいます。一方、FAOの見通しによれば、現在の地球人口60億が83億に達する2030年には、今のコメ生産量の1・4倍が必要とのことであります。このような中で国連は、「世界の半数以上の人々の主食であるコメの持続可能な生産システムこそ、世界の食糧安全保障のカギである」として、今年を「国際コメ年」に設定し、コメ生産の国際的な協力を呼びかけました。日本でも「国際コメ年日本委員会」が発足し、取り組みが進められることとなっています。

国連は、その時々重要課題で国連の年を設定してきましたが、コメという一つの作物だけで国連の年の取り組みが展開されるのは異例のことです。この「国際コメ年」の設定について、知事はどうお考えでしょうか。また、本府としてどう対処されますか、伺います。

時を同じくして日本では、「コメ改革元年」と称し「新しい米政策」がスタートします。その中心は、大規模農家や法人経営がコメ生産の大半を担うようにする、これが「稲作のあるべき姿」だとして、そのために徹底した構造改革をやろうというのでありますが、これは結局、小規模農家の切り捨て、稲作の縮小再編につながるものと懸念されております。輸入しながら減反を拡大する米政策によって、わが国のコメ自給率は96パーセント、食料自給率も40パーセントにまで落ち込み、国民の9割が将来の食料供給に不安を抱いているのですが、これをさらに進めるコメ改革は「国際コメ年」の理念にも反するものと思われませんが、あわせて、知事の見解をお聞かせください。

【知事】国際コメ年ですが、コメが単位面積あたりの人を養う力が高く、また、世界の半数以上の人口が主食としていることを背景に、平成14年12月の国連総会において、貧困及び栄養不足の提言におけるコメの必要性を確認し、食料安全保障の確保と貧困撲滅にコメの果たす役割について世界の注意を改めて喚起するために決議された。今年一年、「rice is life」と言うメッセージのもと、世界各国が連携して、コメについて関心を高める取り組みが取り組まれている。

日本においても、去る1月20日に国際コメ年日本委員会が設立され、コメ、水田、稲作が遠い昔から世代を超えて、日本人の生活を支えてきたこと、日本の美しい農村景観や日本の社会・文化の基礎を形作ってきたものであること、更には、わが国が世界一の長寿国であるのは、ご飯を中心とした日本型食生活によるものであることを、広く国民に再認識していただくための普及啓発などを予定している。

農地の約8割を水田で占める京都府は、丹後の棚田をはじめとする水田が織り成す景観を

有し、また、水田が洪水を保持するなど多面的機能によって地域の環境が維持保全されているという現実等を踏まえ、私としては、この国際コメ年にかかる取り組みは、持続性のある水田農業の確立につながるもののみならず、府域の将来にわたる良好な環境を守る上からも、大変重要な取り組みであるとして、PRしていきたい。

一方、平成 16 年度から始まる国の新たな米政策では、生産者の主体的な判断に基づいたコメの需給調整の実施と、需要に応じたコメ作りの推進等を通じて、水田農業経営の安定・発展と担い手の確保、育成等をはかることとしている。

このような中で、特に中山間地域を多く抱える京都府としては、農業の高齢化が進んでおり後継者不足が深刻であるなど、これからの水田維持に多くの問題を抱えており、国の事業をできるだけ取り込むとともに、府独自の単独事業である地域農場作り事業などにおいて、受託組織をしっかりとしたものにし、組織的な後継者作りを進めていくことにしている。

さらに、平成 16 年度からは、京都独自の京都環境こだわり米、仮称だが、安心安全な京都産米の供給を推進することにより、京都米に対する信頼を高め、需要拡大と水田の農業の振興に努めることにしている。

「新しい米政策」は地域農業振興に逆行するもの 府は、転作助成や担い手対策等の強化・改善をはかれ 農家の声を反映させ、地域合意で「地域水田農業ビジョン」作成を

【松尾】次に「新しい米政策」の実施について、いくつかお尋ねいたします。

第 1 に、今後の地域農業の方針となる「地域水田農業ビジョン」の作成についてです。先日発表された農水省の調査では全国的に遅れており、たたき台ができたのが約 8 割、農家への説明会をやっているところが 3 割、ほぼ合意がえられたのは 1 割とのこと。本府ではどうなっていますか。素案の作成状況、農家への説明会の開催状況を明らかにして下さい。

また、計画の内容についてですが、作付け・販売計画、担い手育成計画、産地作り交付金の使い方など大変大事な内容です。農家の声を十分に反映させ、しっかりした地域合意をはかることが必要ですが、その状況も合わせてお答え下さい。

大幅減の産地作り交付金（転作助成金）。府独自にも支援を

第 2 に、産地作り交付金についてです。これは、いままでの転作助成金に代わるもので、すでに昨年末、その予定額が市町村におろされています。聞くところによりますと、この金額が非常に少ない。昨年の転作助成金に対して約 7 割位とのこと。しかも、この交付金は担い手対策にも当てられますから、個々の農家への交付額は昨年の転作助成金に比べ大きく落ち込むことになり、農家の所得減につながります。いままで長年にわたる取り組みの中で、市町村がとも補償への助成など、精一杯の独自措置を講じてきましたが、多くのところでこれが廃止されます。これでは農家の生産意欲をそぎ、ビジョンに盛りこまれた計画は実施できません。農家を激励する措置がどうしても必要です。国に産地作り交付金の拡充を求めるとともに、府としても市町村とよく協議し積極的に支援すべきと考えますがいかがですか。お答えください。

担い手対策 法人化強制は集落営農を破壊するもの

第3に担い手対策です。いま水田農業にとって最大の課題は担い手の育成・確保です。地域水田農業ビジョンでも担い手の育成計画が重要な内容の一つになっていますが、簡単にはいきません。そこで国も、当初渋っていた集落営農を担い手として認め、さらに20ヘクタール以上としていた基準要件を、中山間地域では、知事特認で半分の10ヘクタール以上とする要件緩和も行ないました。ところが、農水省経営局長通知では集落営農の要件として、面積基準以外に5年以内に農業生産法人にすること、中心になっている農家の所得が相当に高いこと、地域内農地の3分の2以上を利用集積することなどが付されています。しかしこれらの要件、特に法人化については、北陸農政局の調査でも77%が「現状維持」、つまり、法人化に否定的な回答をしているように、相当困難です。集落営農は、個々の農家はその経営を基礎に、条件に応じて共同の体制を作り、規模拡大のメリットも生かしながら、地域農業を守っている組織であります。自らの経営も活きているからこそ集落営農は成り立っているのに、それをやめさせ法人化をせまることは、農家の意欲をそぎ、結束を弱め、集落営農を壊すことになりかねません。法人化要件はなくすよう、強く国に求めるべきであります。また、専・兼業を問わず、意欲ある個々の農家・家族的経営への支援を強め、集落営農の維持発展を図るべきであります。お答えください。

転作体系を崩す「生産数量の配分」は手直しを

第4に、今年の実産調整目標についてです。今年から生産数量配分となったことはご承知のとおりです。つまり、「幾ら減反しなさい」という減反面積の配分から、「これだけ作りなさい」という生産数量の配分が変わったのです。その中で、府全体の生産数量目標は今年の配分と殆んど変わらないのに、地域や市町村によって昨年とかなりの違いが出ています。減反率が30数%から20数%に10%以上も下がっているところと、逆に、かなり増えているところがあります。作付けの増えた町では、集落によっては目標面積が消化できない状況が生まれています。また、昨年並みの減反を予想して、すでに麦の作付けを終わっているところもあります。麦は契約栽培ですから、今から変えられません、どうするのか、関係者は頭を悩ませています。

転作条件が悪く、耕作放棄が増えている中山間地域でコメの作付けが増えること自体は良いことですが、せっかく定着している転作体系が崩れ、麦や特産の野菜や黒大豆の作付けが減るようなことになれば大問題です。府としてこのような状況を把握していますか。また、どうしてこういうことになっているのか明らかにしていただきたい。昨年と10パーセントも違うという激変はさけるべきです。一定の手直しが必要と思いますが、お答えください。

【農林水産部次長】新しい米政策の取り組みについてですが、地域農業の将来像を示す重要な地域水田農業ビジョンはすでに全ての市町村で素案が策定されており、担い手育成や産地作りに多くの農業者の声が反映されるよう、現在アンケートや集落座談会等が実施されているところ。本年度中には、関係者からなる市町村地域水田農業推進協議会で合意形成がはかられるものと考えている。

産地作り交付金は、昨年度の9割程度は確保できる見込みであり、これを最大限活用して、

地域の実状に応じた輪作体系の推進など魅力ある多様な担い手の連携による水田農業の維持発展を図ることとしている。また、府独自の措置により、地域特産物の生産に必要な機械の整備等きめ細かい支援を行っていく。

さらに、集落型形態につきましては、これまでから国に法人化要件等について地域の実態に即したのものになるよう強く要望し、経営規模要件の緩和が一定なされてきたところであるが、さらに要望を継続している。

尚、16年産の市町村別生産目標数量については、前年並みの配分を行ったところだが、具体的な配分面積については、JA、市町村において決められるものであり、地域によっては昨年との格差が生じるケースもあると認識している。

新たな米政策においては、市町村内での調整が困難な場合には、米の生産目標数量について、JAを窓口にして市町村間の調整ができることとなっている。

【松尾・再質問】農業問題で、生産調整目標が昨年と若干違いがあるということは、次長が御答弁なさいました。かなりの違いがあって、到底、町では消化できない。JAが調整をするということですから、そういう方向もあろうかと思えますけれども、要はこの間、長年にわたって特産振興、転作の体系をつくってきた。それが壊れてしまうような状況が一部のところでは出ているということを私は指摘しているわけでごさいます。これは地域農業振興に大変なマイナスになりますから、一定の見直しが必要ではないか。配分を行ったから変えられないということではなしに、ぜひ検討をしていただきたいと思います。これは、強く要望をしておきます。

200万人もの感染者 C型肝炎対策の強化を フィブリノーゲン使用の追跡調査、感染確認の推進を 独自の医療費助成で患者の負担を軽減すべき

【松尾】次に、C型肝炎問題についてです。

この問題の重大性は、なにより170万人から200万人といわれる感染者の多さと、しかもその多くが輸血、予防接種その他の医療行為による感染であるということにあります。そして、いま、肺ガンに迫る勢いで急増している肝ガンの80パーセントがC型肝炎によるとされていることが、この問題を一層深刻にしています。

今必要なことは、国がエイズ同様に抜本的な医療体制整備をはかることです。エイズの場合、国が本腰を入れ始めた95年には35病院しか対処できませんでしたが、翌96年にはACC東京センターをはじめ全国8か所に拠点病院が設定され、治療対応は350病院へと一気に拡大されました。すべての感染者は感染経路の如何を問わず全員無料となり、95年から96年にかけての死者60人は激減していきました。この転機となったのがあのエイズ薬害訴訟判決でした。国の薬事行政の間違いが厳しく指弾され、これが状況を一変させたのです。

現在、東京、大阪、福岡、名古屋、仙台で60人の原告が国と三菱ウェルファーマーを相手に薬害肝炎訴訟をたたかっていますが、この訴訟はエイズ訴訟同様、個々の原告の補償問題ではなく、C型肝炎問題の根本的解決をめざす重要な訴訟です。

ウェルファーマーは80年以降7004の医療機関に止血剤フィブリノーゲンを供給したこと

を明らかにし、30万人余の人に投与され、3パーセント程度、約1万人が肝炎ウイルスに感染したとしていますが、実際には10倍、10万人ぐらいではないかと推計されています。ところが訴訟の原告は60人しかいません。医療機関のカルテによる感染経路の証明ができないからです。厚生省がフィブリノーゲンを禁止したのは1998年、ついこの間のことです。7千余の医療機関がすべて公表され、関係するカルテが開示されていたならば、事態は大きく変わっていたでしょう。

先日、厚生労働省は内閣府情報公開審査会の、「感染の可能性のある人には肝炎検査の早期実施が重要で、公開の必要性は大きい」とする答申を受け、フィブリノーゲンを使用していた全ての医療機関を4月中にも公表することを発表しました。遅きに失したとはいえ、大きな前進です。これを機にC型肝炎対策が大きく前進することを強く願うものであります。

そこで、お尋ねいたします。フィブリノーゲン使用の全ての患者をトレースし、感染確認を急ぐことが必要だと思います。府立病院についてですが、昨年9月定例会での島田議員の質問に対し、保健福祉部長は、府立医大病院と与謝の海病院でのフィブリノーゲン使用を認め、「わかる範囲での確認を続けており、現在までのところ感染確認事例はないが、引き続き調査を続ける」と答弁されました。使用実績はそれぞれ何件だったのか。現在どれだけ確認でき、どれだけ残っているのか。確認の方法についても具体的にお答え下さい。また、あわせて、府内の全ての公的病院、主な民間病院等に対しても、使用の有無、カルテの開示、感染確認など積極的対処を要請していただきたいと考えますがいかがですか、お答えください。

次に、C型肝炎感染者の治療対策について伺います。C型肝炎は近年の著しい治療法の進歩のなかで、肝炎ウイルスのタイプによっては、肝硬変や肝ガンへの移行を食い止め、治癒することが可能になってまいりました。そのためには早期発見、早期治療が何より肝要です。しかし、各種検査の受診率はまだまだ低いのが実態で、治療の前提となる検査受診の向上が必要です。本年度予算で啓発パンフレットの配布が計画されていますが、市町村への指導を強め、その取り組みを抜本的に強化する必要があります。いかがですか、お答えください。

その上で、適切な高度な治療が受けられる医療体制の整備が必要です。病院、診療所など患者が訪れるすべての窓口医療機関と専門医が配置された中核的医療機関を結ぶ地域ネットワークの確立など、治療体制の抜本的強化を図る必要があると考えますが、あわせてお答えください。

また、医療費の患者負担にたいする助成の問題ですが、高額な医療費のために治療が受けられない患者も少なくありません。しかし、金がなくて治療が受けられないなどということは絶対にあってはなりません。国の公費助成を強く要求するとともに、さしあたって、本府独自にも、ぜひ助成制度をつくって頂きたいと思えます。島田議員の「少なくとも特定疾患に準ずる制度を」との求めにたいし、保健福祉部長は「治療法の進歩によって治癒することが可能になったC型肝炎は特定疾患治療研究事業にはなじまない」と答えられましたが、C型肝炎の8割近くを占める1b型ウイルスによるものは、いまだに治癒困難であります。特定疾患に準ずる扱いは十分に可能ではないでしょうか。C型肝炎はまさに難病であり、指定がないからと言ってこれ以上放置することは許されません。北海道や富山、長野、東京、愛知などでは難病対策に準じた助成措置が講じられているのです。ぜひ、京都でもこの対策を

実施して頂きたいと思いますが、いかがですか、お答えください。

【保健福祉部長】 C型肝炎対策についてだが、府立医科大学付属病院や府立与謝の海病院において、C型肝炎防止の不活化処理をする前のフィブリノーゲンの購入実績があり、これを踏まえて薬剤の使用状況を調査した結果、平成4年度以降の使用の実績は無かったことが判明している。

さらに、わかる範囲での使用の掌握に努めるが、カルテの保存年限等の問題もあり、個人の特が極めて困難であるため、フィブリノーゲン製剤投与の可能性がある方に広く検査を受けるよう呼びかけるとともに、患者からのカルテ開示の請求があれば対応をしていきたい。

一方、京都府においては、国に対しC型肝炎感染に係る継続調査の実施および感染者の実態を踏まえた対応を要望してきたところであり、国においては情報公開審査会の答申を受け、こうした要望に沿う形でのフィブリノーゲン納入医療機関の公表と公表後の対応を含め検討が進められているところ。今後、京都府として国と十分調整するとともに、感染者の早期発見に向け検査受診等の勧奨等をはかっていきたい。

感染ウイルス検査については、現在、市町村の実施する老人保健事業とあわせて実施されており、保健所でも検査を行っているので、市町村と協力し、受診の促進に努めていきたい。

また、近年の治療法の進歩と普及により、地域の中核的な医療機関において治療が実施されているところであり、医師会など医療関係団体とも連携し、治療を実施している医療機関にかかる情報の提供に努めていきたい。

現在、単費助成をしている都道府県では、昭和50年代にC型肝炎が原因不明で治療方法がない中で助成されるようになったと承知している。今日、C型肝炎の原因がわかり、一定治療法が確立していることから、原因が不明で治療法が確立していない疾病を対象とする特定疾患治療研究事業にはなじまないものとされているもの。

なお、平成13年12月に、リバビリンとインターフェロン、いずれも抗ウイルス剤であるが、この併用療法が保険適用されるとともに、一昨年からインターフェロンの使用期間の延長も行われ、患者負担の軽減が図られている。

【松尾・再質問】 保健福祉部長の答弁で、府立病院の関係でいろいろと調査をやっているという旨の答弁が昨年9月定例会でありました。それで具体的にお聞きしたわけでありましたが、お答えは全く具体的ではない。投与がどれくらいの件数あって、そして確認調査をしている旨おっしゃられましたから、どこまで進んで、どれだけ残っているかということをお聞きしているわけですが、お答えがない。これは府立病院の関係ですから、府がその気になればやれないことではない。要望が患者さんからあればということではなくて、大変重要なC型肝炎の対策、感染を知らない人が知らない間に重症化していくということを防ぐためにも、府が府立病院で率先してその対策をやっていただく必要があるということ強く求めたいと思います。これは、もう一度ご答弁をいただきたい。

同様の趣旨を、民間病院についても、府内公的病院にも、ぜひ府として、府の責任で府民の命・健康を守る、文字どおり安全・安心を守る立場から強く要請をして広げていただきたいということをおわせて要望しておきます。

【保健福祉部長】両病院においては、現在、フィブリノーゲンを購入していないが、過去に購入実績があるため、使用があったことを前提に調査を進めてきた。可能な限りさかのぼって納品状況などを詳細に確認調査して、現在までの調査状況として、先ほど申し上げたように、平成4年度以降について、使用は無かったことが確認された。

鳥インフルエンザ

通報・初動防疫の遅れの原因究明 防疫・監視体制確立、経営支援対策に全力を

【松尾】最後に、本日未明、明らかになりました鳥インフルエンザの問題についてです。

先ほど知事からご報告をいただきましたが、私どもの意見を述べ、若干の要望をさせていただきます。畜産課の発表によりますと、この20日頃から毎日1000羽、合計1万羽が死亡とのことであります。発生から1週間たって、当該養鶏場からの届出でなく、匿名の電話で分かったとのことであり、最も機敏な対応が求められる大問題が、事実上1週間放置されていたわけで、事態は誠に重大であります。

なぜこういうことになったのか。業者の判断、対応に問題があることは論を待ちませんが、府の指導、監督責任も免れないのではないのでしょうか。

去る1月12日、山口県阿東町で鳥インフルエンザの発生が確認されたのを受けて、府も直ちに全養鶏場への立入調査を行い、安全確認を行ったのですが、その後、継続して調査をしていたのかどうか。また、異常があればただちに通報させるよう徹底していたはずですが、どうなっていたのか。今回、我々としては考えられない事態が起こっているのであります。

2月17日、山口につづき大分でわが国2例目の発生が確認されましたが、ニワトリでなくチャボであったこと、感染ルートは山口と異なるであろうということで、2月19日、山口県が安全宣言を行いました。このような中で、日本での鳥インフルエンザは終息したとの空気が流れていたのですが、本府においても同様の判断があったのではないか。いわば、油断・甘さがあったのではないかと言わざるを得ません。京都新聞のホームページによれば、府は19日に調査を行っていたとのことですが、その翌日に1千羽も死んでいるのです。どういう調査を行っていたのか、大変疑問です。この間の経過、取り組み状況をよく点検する必要があると考えます。

今後の対策についてですが、先ほどの報告のとおり対策本部が設置され、部外者の発生現場への立入制限、卵の出荷自粛と出荷先の調査・回収、半径30キロメートル以内の移動の自粛など初動防疫措置が講じられたところですが、この徹底はもちろん、全域の緊急調査をただちに実施するとともに、モニタリング調査など必要な監視体制をとる必要があると考えます。また、周辺養鶏農家、関係者への影響、被害は避けられませんが、経営支援対策についても万全を期していただきたいと考えます。

これらにつきまして、府として万全の対策を強く求め、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。